

環境影響評価方法書についての市町村長意見

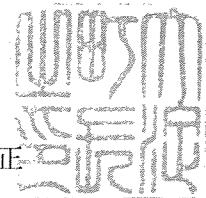
市町村	市町村長意見	意見への対応
大淀町	<p>環境影響評価方法書について記載されている水質の現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)による人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準に規程する項目についても調査に加えていただきたい。その他の調査、予測及び評価の手法については記載されているとおり適切に実施し、事業実施における環境負荷が最小限におさまるように十分な議論検証を重ねていただきたい。特に、当該事業は長期的な事業であるため、環境影響の予測及び評価については慎重に検証し、それらの対策も含め以後の準備書、評価書に十分に反映していただきたい。</p>	<p>市町村長からの意見を踏まえた上で、環境審議会に諮り、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を述べます。</p> <p>実施区域の周辺状況及び事業特性を踏まえ、奈良県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに基づき、調査・予測・評価の手法を適切に事業者が実施するよう指導を行います。</p>
高取町	<p>方法書に記載されている、調査、予測及び評価を確実に実施し、環境への負荷をできるだけ軽減すること。</p>	
明日香村	<p>方法書に対する住民意見について配慮していただくとともに、環境評価方法書に記載されている調査・予測及び評価の手法が適正に行われ、事業実施による環境への負荷ができる限り回避又は低減するよう事業者への指導をお願いいたします。</p>	



大環第423号
平成26年12月3日

奈良県知事 荒井正吾 殿

大淀町長 岡下守 正



環境影響評価方法書に係る意見について

平成26年10月22日付け環政第290号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 事業者

氏名 徳本碎石工業株式会社 代表取締役社長 徳本達夫
住所 奈良県吉野郡大淀町芦原 531-6

2. 対象事業

名称 徳本碎石工業株式会社碎石場拡張事業
種類 土石採取事業の変更の事業
規模

〔	土石採取事業に係る土地の面積が増加し、	〕
かつ、変更後の当該面積が3ha以上であるもの。		

対象事業実施区域面積 69.24ha
(既認可区域 25.96ha、拡張区域 43.28ha)

3. 対象事業実施区域

位置 奈良県吉野郡大淀町芦原 377-1 他 95筆
高市郡高取町清水谷 2292-2 他 83筆

4. 意見

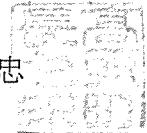
環境影響評価方法書について記載されている水質の現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)による人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準に規程する項目についても調査に加えていただきたい。その他の調査、予測及び評価の手法については記載されているとおり適切に実施し、事業実施における環境負荷が最小限におさまるように十分な議論検証を重ねていただきたい。特に、当該事業は長期的な事業であるため、環境影響の予測及び評価については慎重に検証し、それらの対策も含め以後の準備書、評価書に十分に反映していただきたい。



高住福第61号
平成26年12月1日

奈良県知事 荒井正吾様

高取町長 植村家忠



環境影響評価方法書に係る意見について

平成26年10月22日付け、環政第290号で意見を求められた、徳本碎石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境評価方法書について、下記のとおり意見を述べます。

記

【意見】

方法書に記載されている、調査、予測及び評価を確実に実施し、環境への負荷をできるだけ軽減すること。

明住第1047号
平成26年11月 7日

奈良県知事 荒井 正吾 様

明日香村長 森川 裕一



環境影響評価方法書に係る意見について

平成26年10月22日付、環政第290号で照会のありました標記の件について下記のとおり回答いたします。

記

1. 事業者

氏名：徳本碎石工業株式会社 代表取締役社長 徳本達夫
住所：奈良県吉野郡大淀町芦原 531-6

2. 対象事業

名称：徳本碎石工業株式会社採石場拡張事業
種類：土石採取事業の変更の事業
〔土石採取事業に係る土地の面積が増加し、
かつ、変更後の当該面積が3ha以上であるもの。〕
規模：対象事業実施区域面積 69.24ha
(既認可区域 25.96ha、拡張区域 43.28ha)

3. 対象事業実施区域

位置：奈良県吉野郡大淀町芦原 377-1 他 95 筆
高市郡高取町清水谷 2292-2 他 83 筆

4. 意見

方法書に対する住民意見について配慮していただくとともに、環境評価方法書に記載されている調査・予測及び評価の手法が適正に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避又は低減するよう事業者への指導をお願いいたします。